

2021年10月22日

各位

会社名 株式会社東京機械製作所  
代表者名 代表取締役社長 都並 清史  
(コード番号：6335東証第1部)  
問合せ先 総務部長 中野 実  
(TEL：03-3451-8591)

当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した  
質問状（必要情報リスト）に対する回答状況（一覧リスト）について

当社は、2021年8月6日の当社取締役会において導入を決定した当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に基づき、同年9月10日以降、複数回にわたって、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「アジア開発キャピタル」といい、AIFと併せて以下「AIFら」といいます。）に対して質問状を送付し、これらに対して、AIFらより、10月1日以降、複数回にわたって回答書を受信して参りました。

これらの質問状および回答内容の詳細につきましては、受信・発信の都度、当社ホームページ上において公表して参りましたが、本日、株主意思確認総会（以下「本総会」といいます。）を開催するにあたり、これまでのAIFらの回答内容の要点を簡潔に取りまとめる形で一覧リスト（別紙）として公表させていただきます。

アジア開発キャピタルは、9月13日付の同社プレスリリースにおいて、当社からの質問状に対する対応方針として、「本株主意思確認総会に向けて、東京機械製作所の株主の皆様への御判断に資するような、有益な情報を提供してまいりたい」と述べておりましたが、実際の回答書においては、当社からの質問の大半について実質的には何ら具体的な回答を行っていないか、回答をはぐらかすに終始しており、「建設的な対話と適正な議決権行使」をマジックワードとして、真摯な説明から逃れ続けています。

とりわけ、当社の株主の皆様にとって最大の関心事である、①アジア開発キャピタルの経営を実質的に支配している株主は何者であるのかについて、同社は極めて不可解な説明に終始したほか（当社では、アジア開発キャピタルによる不可解な説明によって、同社や同社の大株主が、金融商品取引法や大量保有報告規制等の関連規制に抵触している疑いが一層強まったものと認識しております）、②アジア開発キャピタルが当社の経営を支配したうえでどのような方針・計画の下で当初の企業価値を持続的に向上させるつもりであるのかという当社株主の最大の関心事に対しても、抽象的な説明を行ったのみで、具体的な説明を行うことがありませんでした。

当社としては、これら一連の回答内容を踏まえれば、もはやアジア開発キャピタルが、真摯に合理的な経営を目指さない株主であることは明白であり、アジア開発キャピタルが当社の経営を支配することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損される懸念が一層強まったと考えております。

なお、当社では、本日開催予定の本総会の結果も踏まえて、場合によっては、アジア開発キャピタルらに対して本対応方針に即して追加的に質問を行うことも検討しております。その際には改めて、質問内容および回答結果について当社ホームページ上で公表する等、株主の皆様にご報告させていただきます。

当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状に対する回答状況（一覧リスト／質問 No.1～No.47）

	当社からの質問（大意）	アジア開発キャピタルの回答（大意）	回答内容に関する当社の認識
	<p>（全体に関わる要請）</p> <p><u>既存の公表資料等の参照先を示すだけでなく、当社株主に分かりやすく、具体的に回答するよう要請。</u></p>		
1.	<p>ADC が、過去に次々と商号変更を繰り返してきた経緯（発祥は倉庫㈱、2003年に㈱NDB、2004年にジェイ・ブリッジ㈱、2010年にアジア・アライアンス・ホールディングス㈱、2015年にアジア開発キャピタル㈱）や事業内容の変遷背景について、具体的な説明を願う。</p>	<p>設立からの沿革は有価証券報告書に記載の通りである。</p> <p>代表取締役社長のアンセムウォン氏が就任した2021年以降が新たな体制の船出であり、旧体制についてはお答えしかねる。</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず。</u></p>
2.	<p>ADC が様々な事業に進出しては撤退を繰り返してきた経緯・理由について、具体的に回答するよう要請（ADC 沿革によれば、リビング関連事業、不動産事業、通信事業、軽貨物事業、メディカル事業などが、いずれも設置後にほどなく廃止されている）。また、ADC が当社株式を「中長期的に保有」する期間は具体的にはどの程度の期間を指すか、具体的な説明を願う。</p>	<p>前者の事業撤退については質問1の通りである（旧体制のことはお答えしかねる）。</p> <p>後者の株式保有期間については、現時点において、少なくとも短期1年以内での譲渡はしない。それ以降についても譲渡を具体的に想定していない。</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず。</u></p>
3.	<p>社名や事業内容を頻繁に変更し、様々な事業に進出しては撤退してきた ADC が、新聞印刷という</p>	<p>過去経緯については過去経営陣の問題であり回答できない。</p>	<p>当社質問の核心部分には<u>具体的に回答せず。</u></p>

	公共性・公益性の高い事業を営む当社株式を買集めて当社支配権を取得することが当社の企業価値に寄与すると言えるのか疑問を持たざるを得ない。ADC としての見解について具体的な説明を願う。	新聞印刷が公共性・公益性の高い事業であることは理解しており、現経営陣に経営を委ね、支配株主として建設的な対話と適正な議決権行使に努め、協働して東京機械製作所の企業価値向上に努めていきたい。	
4.	ハンズオン型投資を掲げる ADC が、当社の知見が全く無い中でどのように当社の企業価値を向上させるのか、具体的な説明を願う。	今までのハンズオン型投資と同様の評価はできない。建設的な対話と適切な議決権行使により企業価値の向上に資することができると考えている。 輪転機の事業について全く分からないと申し上げたのは事実だが勉強させて頂く。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。  ※) 当社事業について知見が無いことを自ら認めたと、「全く知見が無いとまで断言されるレベルのものではない」など、その場しのぎで弁明。当社の支配権を獲得した上でどのように企業価値を向上させるのかという当社株主の最大の関心事について具体的な説明は皆無。
5.	ADC の直近 5 年間の業績（売上高・営業利益・当期純利益・総資産・純資産額・自己資本比率・ROE 推移）について説明を求める。直近で大幅な最終損失が出ている中、なぜ「ROE12%の実現」というかけ離れた目標を掲げているのか説明を願う。	有価証券報告書に記載の通りである。 ROE12%実現の詳細について開示する場合は適時開示をさせて頂く。	なぜ連結ベースで連続 15 期にも及ぶ大幅損失の結果としてゴーイング・コンサーン注記すら付されている中で ROE12%を掲げているのかについて回答せず。
6.	ADC の連結子会社、持分法適用会社、そのほか当社株主にとって重要と思われるグループ会社について、それぞれ、会社名・所在地・主要な事業内容・貴社との関係性・取締役構成（全ての役員	有価証券報告書に記載の通りである。 株式会社トレードセブンは事業撤退を決議し、Mabuhay Holdings Corporation は全株式を売却した。	有価証券報告書の情報のみでは回答として全く不十分（ <u>具体的に回答せず</u> ）。  ※有価証券報告書の【関係会社の状況】の欄には、

	名)・直近5年間の業績推移(売上高・営業利益・当期純利益・総資産・純資産額・自己資本比率)について説明を願う。		11社の会社が記載されている(連結子会社10社、持分法適用会社1社)が左記を除き何ら回答せず。
7.	<p>ADCの関係会社5社が債務超過であることについて、債務超過に至った経緯・理由についての説明を願う。</p> <p>また、ADCがこれらの債務超過会社に資金の貸付を行っているとのことだが、当該資金の金額、資金回収の見込み、返済予定日、どのような性質の貸付金であるかについて具体的な説明を願う。</p> <p>&lt;ADC傘下の債務超過会社&gt;</p> <p>株式会社トレードセブン</p> <p>アジアビジネスファイナンス株式会社</p> <p>Cleath Biomass Energy Sdn.Bhd.</p> <p>Cleath Energy Malaysia Sdn.Bhd.</p> <p>臻萃本物(福建)餐飲管理有限公司</p>	<p>グループ事業の総点検を行っており、不採算店舗閉鎖や不採算事業撤退を進めている。</p> <p>関係会社の個別の状況については当社の「過去約1年の当社開示資料」を参照頂きたい。</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず</u>。</p> <p>※具体的な取組み内容について一切回答が無い上に、参照先の「過去約1年の当社開示資料」が何であるかすら言及せず。</p>
8.	<p>ADCの筆頭株主(34.81%)であるスタンダードチャータード銀行の名義は、香港を拠点とするLee and Lee Trust社を頂点とするサンフンカイグループと認識しているが、貴社がサンフンカイグループからどのような影響を受け得るのか、具体的な説明を願う。</p>	<p>経営体制の構築(取締役候補者の選定)は当社経営陣が行い(ただし、取締役選任決議は株主総会で行われます)、また、経営戦略の策定は当社経営陣が行い、<u>特定の株主にその経営に対し影響されることは無い</u>、と回答。</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず</u>。</p> <p>※ADCの直近3年間の株主総会の議決権行使率は35%~43%程度で推移しており、アンセム・ウォン社長がメディア等で繰り返し述べているとおりサンフンカイグループが34%の筆頭株主であるならば、同グループの影響は明らかであ</p>

<p>(追加質問 8-2)</p> <p>ADC が本株主意思確認総会において ADC らが議決権を行使することを許容する旨を求めた本年 9 月 22 日付の仮処分申立書では、「ADC は TKS 株式を 31,900 株を保有している」との記載があるが、当社株主名簿に ADC の名前は無く、代わりにスタンダードチャータード銀行の信託口名義 (SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC) が当社株式を 31,900 株保有している旨の</p>	<p>(追加質問 8-2)</p> <p>① 「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」は、アジア開発キャピタルが使用する証券口座の名義である。</p> <p>② アジア開発キャピタルは、Everbright Sun Hung Kai (Sun Hung Kai Investment Services Limited) に開設した証券口座を使用して、東京機械製作所の株式を 31,900 株保有している。</p> <p>③ スタンダードチャータード銀行香港支店と</p>	<p>るにもかかわらず (同社長自身もサンフンカイグループ出身)、自らに不都合な事情については一切回答せず。</p> <p>※なお、アンセム・ウォン社長自身が、週刊東洋経済 Plus やダイヤモンド・オンラインなど様々なメディアにおいて、「サンフンカイは ADC の株式を 32% 保有する筆頭株主。ただ、サンフンカイによってわれわれの意思決定が左右されることは一切ない」という趣旨を発言する一方、サンフンカイグループとしての大量保有報告書・変更報告書は一切提出されていない。</p> <p>(追加質問 8-2、8-3、8-4)</p> <p>ADC は、スタンダードチャータード銀行のサンフンカイ信託口、即ち、「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」(以下「サンフンカイ信託口」といいます。)が ADC 自身であると回答しつつ、他方で、ADC 自身の大株主が同じく「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」という名義になっていることに関しては、</p>
---	---	--

<p>記載がある。①この株主名義は ADC の使用している名義であるか否か回答を願う。②その上で、仮に ADC の使用名義ならばスタンダードチャータード銀行香港支店との契約等の証拠資料を提出願う。③仮に ADC の名義でないと言うならば当該 31,900 株の実質的な所有者がサンフンカイ・ストラテジックか、それともその実質的な支配者と報道されている許振東氏であるのか、又はそれら以外の第三者であるのか、具体的に回答を願う。</p> <p>(追加質問 8-3)</p> <p>仮に、上記追加質問 1 の回答において、スタンダードチャータード銀行の信託口名義 (SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC) が ADC 名義であるという場合、ADC の有価証券報告書の大株主情報によれば、34.81%を保有する筆頭株主は「スタンダードチャータードバンクホンコン サンハンカイ インベストメント サービスズ リミテッド クライアントアカウント」すなわち、上述の「SCBHK AC SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES</p>	<p>Everbright Sun Hung Kai との間で契約を締結しているものと思われるが、アジア開発キャピタルは契約当事者でなく、その契約書を提出する立ち位置にない。</p> <p>(追加質問 8-3)</p> <p>①いずれも虚偽の記載ではない。アジア開発キャピタルが「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の口座名義で東京機械製作所の株式を保有しているのと同時に、アジア開発キャピタルの大株主 (※東京機械製作所注：大株主と言及があるだけで特段の説明は無い) が同じく「SCBHK SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-CLIENT AC」の名義でアジア開発キャピタルの株式を保有している。</p> <p>②上記①の通り虚偽の記載をしていない。</p>	<p>信託口 (ノミニー名義) なので、同一名義であっても別の株主 (具体名は回答せず) が使用しているという趣旨を回答している。</p> <p>他方で、サンフンカイ・ストラテジックの 100% 子会社である英領ヴァージン諸島籍のドルモン社及びサウス・アイル社は ADC の主要株主でありつつ、背後の投資家は「不特定多数の投資家」であってサンフンカイではない (よって大量保有報告書の提出義務はない) と回答している。</p> <p>他方、<u>ADC の代表取締役社長アンセム・ウォン氏は、メディア等において、「ADC の筆頭株主はサンフンカイである」旨の発言を繰り返しており、上記の回答は、ウォン社長によるメディアでの発言と真っ向から食い違っている。</u></p> <p>具体的には、ADC は、2021 年 9 月 10 日時点で ADC の議決権の 21.89%の株式を保有する大株主であるドルモン社の株式は、「不特定多数の投資家からなる資産管理会社 (Vehicles) Team Collection Limited」によって、同日時点において ADC の議決権の 10.14%を保有する大株主であるサウスアイル社の株式は「不特定多数の投資家からなる資産管理会社 Bright Ascent</p>
--	--	--

<p>LIMITED-CLIENT AC」と実質的に同じ名義ということになる。①以上を所与とすると、ADCの筆頭株主はADC自身という奇怪なことになるが、ADCの有価証券報告書に記載された自己株式数とは合致しない。だとすればADCの筆頭株主に関する開示か、ADCの自己株式に係る開示かいずれかが虚偽ということになるがいずれが虚偽か回答を願う。②また、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような虚偽の記載を放置していたことにつき、説得的なご説明を願う。</p> <p>(追加質問 8-4)</p> <p>ADCは、昨年11月2日に主要株主の異動に関するプレスリリースを出しているが、当該異動に係る主要株主の異動に関する臨時報告書の提出を行っておらず、また、それ以降も、主要株主の異動についての臨時報告書の提出及び適時開示を一切行われていない。他方、11月2日プレスでは、サンフンカイ・ストラテジック(当時の貴社に対する持株割合は43.90%)は、11</p>	<p>(追加質問 8-4)</p> <p>①アジア開発キャピタルは、2020年11月5日付けの主要株主の異動に係る臨時報告書を同年12月7日に提出している(※東京機械製作所注:臨時報告書の提出が1か月以上遅延したことについての説明は一切無い)。</p> <p>大量保有報告書に記載される「株券等保有割合」は、議決権保有比率とは異なる。</p> <p>アジア開発キャピタルでは、主要株主(10%以</p>	<p>Limited (BVI)」によって、それぞれ保有されており、<u>ドルモン社とサウス・アイル社の2社が、サンフンカイ信託口名義でADCの株式を保有しているとする回答を繰り返しているが、かかる回答は、アンセム・ウォン社長が様々なマスメディアにおいて「サンフンカイはADCの株式を(9月時点で)32%所有する筆頭株主」</u>「日本での報道を受け、サンフンカイは苦言を呈してきた。なぜADCの投資事業で、しかも(サンフンカイの投資規模からすると)極めて小さな案件で自分たちがレピュテーション(評判)リスクに晒されないといけないのかと。これ以上こっちを巻き込んでくれるなというのが同社の受け止めで、もう(東京機械への投資を)やめてほしいと思っている」(週刊東洋経済Plus2021年10月18日付け記事)、「(—アジア開発の大株主は。)今は香港の会社が約34%を保有しています。(—金融大手のサンフンカイ・グループですね。)ええ。(同グループの)オーナーからは「私たちを巻き込まないでくれ」と言われてますよ(苦笑)」(ダイヤモンド・オンライン2021年10月13日付け記事) <u>等と繰り返していることとは完全に食い違っている。</u></p>
---	---	--

<p>月上旬に、その 100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 Dormont International Limited に 貴社株式の 30%を、同様にサンフンカイ・ストラテジックの 100%子会社である英領ヴァージン諸島法人 South Isle International Limited に 貴社株式の 13.89%を、それぞれ譲渡予定である旨が開示されている。そして、昨年 11 月 11 日提出のサンフンカイ・ストラテジックの大量保有報告書の変更報告書では、11 月 5 日現在で、同社と Dormont 及び South Isle の 3 社合わせて、貴社株式を株券等保有割合にして 56.11%保有している旨報告されている。しかしその後、</p> <p>1) 昨年 12 月 11 日を義務発生日として 12 月 21 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、突如 Dormont が共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジック (10.30%保有) と South Isle (22.34%保有) とで株券等保有割合にして合計 32.64%の貴社株式を保有している旨開示がなされ、</p> <p>2) さらに、本年 2 月 17 日を義務発生日として 2 月 22 日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では、今度は South Isle も突如共同保有者から外れて、サンフンカイ・ストラテジック</p>	<p>上の議決権を保有する株主) の異動は、2020 年 11 月 5 日を最後に発生していない。</p> <p>よって、同日以降に臨時報告書の提出義務や適時開示義務は発生していない</p> <p>②上記①のとおりアジア開発キャピタルは臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反をしていない。</p>	<p>しかも、<u>アンセム・ウォン社長による上記の各種マスメディアでの発言は</u>、サンフンカイ信託口座名義は「エバーブランチサンフンカイの証券口座を使用して株式を取得した場合でも、振替口座簿にはこの名称が記録される」とするため、<u>当該信託口座名義が ADC の筆頭株主として表示されている一方で、当社におけるサンフンカイ信託口座名義の株主は ADC 自身であると主張することに不自然な点はない (つまり、サンフンカイ信託口座名義は単なるノミニー名義である)</u>とする追加質問 8-3 に対する回答とも完全に矛盾。</p>
--	--	---

<p>クの貴社株式に係る株券等保有割合が 10.30%から 11.64%になった旨が開示されている。</p> <p>そして、その後、サンフンカイ・ストラテジックの貴社株式に係る株券等保有割合は、</p> <p>3) 本年3月2日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書(変更報告書 No. 6) では 10.02%、</p> <p>4) 3月5日を義務発生日として3月10日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書(変更報告書 No. 7) では 8.32%、</p> <p>5) 3月11日を義務発生日として3月19日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では 7.20%、</p> <p>6) 3月12日を義務発生日として3月22日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では 5.99%、</p> <p>7) 3月18日を義務発生日として3月25日付けで提出された大量保有報告書の変更報告書では 4.66%と減少していき、サンフンカイ・ストラテジックは、貴社の5%以上保有株主から姿を消している。</p> <p>しかし、これらが全て正しいとすると、ADCは、</p>		
---	--	--

<p>&lt; 1 &gt; 上記（１）の昨年 12 月 11 日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして 30.0%保有していた Dormont が共同保有者から消えた時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された 12 月 21 日には）、主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり（ちなみに Dormont は単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していない）、</p> <p>&lt; 2 &gt; 上記（２）の本年 2 月 17 日に、従来貴社株式を株券等保有割合にして 22.34%保有していた South Isle が共同保有者から消えた時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された 2 月 22 日には）、同様に主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなり（ちなみに South Isle も単独では貴社株式の保有に係る大量保有報告書を一度も提出していない）、</p> <p>&lt; 3 &gt; さらに、上記（４）の本年 3 月 5 日にサンフンカイ・ストラテジックの株券等保有割合が 10%を割り込んだ時点で（又は、遅くとも大量保有報告書が提出された 3 月 10 日には）、やはり主要株主の異動に係る臨時報告書の提出を懈怠していたこととなる。</p>		
--	--	--

	<p>①このような理解で正しいかどうか、貴社の事実認識と相違点があれば、詳細かつ説得的なご説明を願う。</p> <p>②仮に上記事実認識に相違がないのであれば、有価証券報告書の虚偽記載が発覚して、東京証券取引所から特設注意銘柄への指定を受け、上場契約違約金の賦課を受けながら、依然としてこのような臨時報告書や売買報告書の提出義務の懈怠という金融商品取引法違反の繰り返していたことにつき、どのような認識であって、どのような再発防止策を講じられるつもりがあるのか、説得的な説明を願う。</p>		
9.	<p>ADC の代表取締役社長のアンセム氏が、自らプレスリリースにおいて、「1年で特設注意銘柄の指定解除が受けられなかった場合には辞任する」と表明していることを踏まえて、次期の経営体制についての考え方や、その選定に際してのサンフンカイの影響力について説明を願う。</p>	<p>現時点で不確定なことを回答すると投資家に誤解が生じてしまう可能性があるため回答しかねる。</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず</u>。</p> <p>※) 代表取締役社長自らが辞意の可能性を示唆するという不確定な情報を最初に発信したのはアジア開発キャピタル自身であり、言動は完全に矛盾。</p>
10.	<p>ADC の投資事業における、投資先選定プロセス、想定投資利回り、投資回収期間、議決権行使方針、EXIT 方法について、過去の投資実績を踏まえて具体的な説明を願う。</p>	<p>質問 8 に回答した通り、<b>ADC の最高意思決定機関は取締役会</b>であり、株主に経営を任される以上、時代の変化に合わせて変わらなければならない。</p> <p>内部の個別方針についてはノウハウに関わるた</p>	<p>当社質問に<u>具体的に回答せず</u>。</p> <p>※) 株式会社の最高意思決定機関は株主総会であるにもかかわらず、統治構造の根幹にある株主総会の機能を事実上否定するような不可解な回答。</p>

		め開示していない。	
11.	2005年に小杉産業を子会社化、2007年に全株売却した理由について説明を願う。	過去の経営陣の判断であるため回答できない。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
12.	2005年に国際航業の株式取得、2006年に全株売却した理由について説明を願う。	過去の経営陣の判断であるため回答できない。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
13.	2005年に三生興産を買収、2010年に全株売却した理由について説明を願う。	過去の経営陣の判断であるため回答できない。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
14.	2010年に六合の株式取得、2017年にその株式を売却した理由について説明を願う。	過去の経営陣の判断であるため回答できない。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。アンセム・ウォン社長は過去に六合の取締役でもあったにもかかわらず（ADCの2021年3月期有価証券報告書31頁）、不合理に回答を拒否。
15.	アジア開発キャピタルグループが当社株式を買集めるにあたって、共同ないし協調して行動する者、実質的利害を共通にしている者がいれば、その名称とADCとの関係性について具体的な説明を願う。	そのような者は存在していない。	後記質問18を参照。
16.	FACTA2021年9月号「新聞界仰天!『東京機械株』買い占めの怪～見逃せないのは在日中国人ネットワークにまわりつく後ろ暗い人脈。陰に1人のキーマン。」によれば、ADC株式を34.81%保有する大株主である香港の金融大手サンフンカイの陰にいるキーマンとして許振東氏が挙げ	ADCと許氏との間に資本上・業務上の関係性はなく、許氏とサンフンカイの間にも関係性は無い。 また、「許氏の不正行為等の事実も把握しておりません。」と回答。(出版社に対して抗議書を送付)	ADCのアンセム・ウォン社長は、雑誌インタビューで「許振東氏は今回の件に関わっているのか」と尋ねられ、「許さんは知人です」と回答していると認識。また、ADCの2021年4月12日付け「第14回新株予約権の行使状況について」(現在は同社HPから削除されているもののPDFファイル

	<p>られている。貴社と許氏の関係性及び許氏とサンフンカイの関係性について具体的な説明を願う。</p> <p>また、同氏が不正行為により中国証券当局から処分を受けて辞任し、株式市場への参加を 10 年間禁止された、という報道が事実で間違いないか併せて説明を願う。</p>		<p>への直接リンクは可能) によれば、許氏の関係先と報道されている普濟堂が ADC の第 14 回新株予約権をサンフンカイグループから譲り受け、同年 2 月 24 日から 8 月 19 日までの間に、当該予約権 14 万 4,000 個を行使して、ADC に総額 6 億 4,800 万円を払い込んでおり、同社の ADC に対する株券等保有割合は 7 月 20 日時点では一時 7.94%にまで達していた(普濟堂 7 月 29 日付け大量保有報告書)にもかかわらず、非常に不可解な回答。</p>
17.	<p>ADC 子会社のワンアジア証券の開示資料によれば、ワンアジア証券の大株主には株式会社 P&amp;C 社が存在する。P&amp;C は、五洋インテックス(内部管理体制体制の改善が見込めないとして東京証券取引所が上場廃止を決定)の開示資料に登場する会社と同一であるか否か、説明を願う。</p>	<p>ご認識の通りで相違ない。</p>	<p>後記質問 18 を参照。</p>
18.	<p>質問 17 に関連して、五洋インテックスの有価証券報告書によれば、同社は「金融機関からの借入が困難」であることから「P&amp;C から借入を行う」と開示している。すなわち、P&amp;C 社は内部管理体制の不備を理由に上場廃止となった企業に貸し付けを行っているが、ワンアジア証券がそのような会社から出資を受け入れている経緯について、</p>	<p>ワンアジア証券の個別株主の了承を得ていないため詳細を申し上げることはできない。ワンアジア証券は ADC の主要子会社であるため、資金繰りについては ADC が支援しており懸念はない。</p>	<p>当社で ADC の左記回答について検討した結果、株式会社 P&amp;C の代表取締役社長である江川源氏は、①当社の 2021 年 9 月 14 日を基準日とする株主名簿における第 20 位株主の江川源氏(本臨時株主総会の招集通知 10 ページを参照)、②ADC の 2021 年 4 月 12 日付け「第 14 回新株予約権の行使状況について」(現在は同社 HP からは削除</p>

	具体的な説明を願う。		されているものの PDF ファイルへの直接リンクは可能)に記載された新株予約権行使者である江川源氏と同一人物である可能性があることを認識するに至っている。当社では、AIF らが当社株式の買集めにあたって、ADC、ワンアジア証券、P&C、江川源氏らがどのような関係性であったのかにつき、引き続き AIF らに確認を求めていくことを予定している。
19.	ADC 子会社のワンアジア証券の株主であるアジアゲートホールディングスは、ADC とどのような関係にあるのか及びアジアゲートホールディングスと株式会社 P&C の関係について、具体的な説明を願う。	アジアゲートホールディングスが所有するワンアジア証券株式は、株式会社 P&C へ、ワンアジア証券の取締役会の株式譲渡に係る承認決議を経て譲渡された。	前記質問 18 を参照。
20.	ADC は、子会社の循環取引を巡って内部統制の不備を認定され、2021 年 8 月 7 日には、東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定され、2,880 万円の上場契約違約金を徴求されている。このようなコンプライアンス上の重大な問題を抱える ADC が当社株式を買集めることが、当社の株主にどのような懸念や不確実性をもたらすかについて具体的な説明を願う。 また、一連のコンプライアンス問題を受けて、金融当局がワンアジア証券の主要株主である ADC	現在、第三者委員会に調査を委嘱している。調査報告書を受領次第、その提言を踏まえて更なる再発防止策を実行する予定。 金融当局による処分の可能性は、ADC が意見をいうことができる立場にない。	ADC が特設注意市場銘柄に指定され、上場契約違約金の徴求を受けたのは、当社株式の大量買集めが明らかとなって以降の話であり、一連のコンプライアンス上の懸念を旧経営陣の終わった話とするアンセム・ウォン氏の言動には懸念を持たざるを得ない(ウォン氏の ADC 社長就任は 2020 年 12 月)。そのような会社が当社の経営支配権の獲得を目指す行為自身、当社株主を不安に陥れるものであり強い強圧性がある。

	に行政処分を課す可能性があり得るかどうか、その影響を含めて具体的な説明を願う。		※) なお、ワンアジア証券は、第一種金融商品取引業を営んでいるが、金融商品取引法においては、第一種金融商品取引業者については、健全性を確保する観点から、その特定主要株主が適格性（過去の行政処分歴、犯罪歴等）を満たさない場合には、主要株主ではなくなる措置その他必要な措置をとることを命ずることができることが定められている。
21.	ADC は、2021 年 8 月 7 日に特設注意市場銘柄に指定され、「脆弱な内部監理体制の下で不適切な売上計上が継続されていたものであり、…略…株主及び投資者の信頼を毀損したと認められる」と指摘されているが、ADC としての見解および再発防止策について具体的な説明を願う。	質問 20 の通り。	2021 年 9 月末までに完了予定であった ADC 第三者委員会の調査結果の報告は、当社が本総会の招集通知を当社 HP にアップした当日である 9 月 30 日に、本総会の開催日より後の日である 10 月 25 日に先送りとなる旨公表。
22.	ADC においては、会計監査人のアスカ監査法人が 2021 年 4 月 13 日に合意解約の形で退任しているが、その後任となる会計監査人が選任されていない。このような上場会社としての異常な事態をどう認識しているのか説明を願う。	4 月 13 日付適時開示の通り、監査法人アリアを一次会計監査人として選任している。本年 12 月 10 日までに開催予定の ADC の定時株主総会において、正式に同監査法人を会計監査人として選任する見込みである。	
23.	ADC は現在、前代表取締役社長の網屋氏との間で係争状態にあるとのことだが、現在の状況について説明を願う。	現在、係争中ではない。 現経営陣は、過去の経営陣の行った行為を積極的に開示している。	
24.	ADC は当社株式を 8 月 16 日時点では 38.64%保	質問 4 の通り。	当社質問に <b>具体的に回答せず</b> 。

	<p>有するに至っているが、当該買集めについて当社に何ら事前連絡がなく、買集め実施後の経営方針についても全く説明がない(また、「輪転機などの当社事業についてはよく知らない」と述べるなど、最低限の関心すらない)。当社株主に十分な情報提供を行う観点から、当社株式の買集め後の経営方針について説明を願う。</p>	<p>面談時には輪転機事業について十二分に関心を示したと考えている。</p>	<p>※) 10月9日付けで当社の経営支配権を獲得した後における当社の経営方針等について開示しているものの、3頁程度の抽象的な内容でしかなく、当社の支配権を取得した上で、どのような方針・計画の下で当社企業価値を向上させるのかについて、具体的な回答は一切得られていない。</p>
25.	<p>ADCは、建設的な対話や適正な議決権行使、当社経営陣との協同を通じて企業価値向上を実現すると発言する一方、面談時には当社に秘して弁護士(OMM法律事務所大塚和成弁護士)を同席させるなど、建設的な対話どころか緊張関係をもたらしている。また、当社の経営合理化策(固定資産売却や希望退職者の募集)については、焦土作戦やティン・パラシュートなどの買収防衛策に当たるなどと激しく当社経営陣を非難しており協同する意思がないことは明らかである。ADC見解について説明を願う。</p>	<p>面談前に当社から顧問法律事務所の同席を求めた。 TKSの開示した固定資産売却や希望退職者の募集について、焦土作戦やティン・パラシュートなどの買収防衛策に当たると疑念を抱いているが、これが激しい非難に当たるとは考えていない。</p>	<p>事実と異なる回答。 ※) ADCは、当社との面談に先立って、当社側の出席者を、アンセム・ウォン社長の健康面への配慮と新型コロナ対策を理由に3名までとするよう自ら要請した経緯があるにも拘らず、実際にはADC側の当日出席者は7名に及び、しかも録音データにも記録されているとおり、事前の連絡もなく当社に秘して弁護士2名(内1名はOMM法律事務所大塚和成弁護士)を同席させており、建設的な対話の意思など無かったことは明らか。また、当社の経営合理化施策に対して、焦土作戦やティン・パラシュートなどの非難を行っていることは悪質な言いがかりとしか言いようがなく、当社経営陣と協同するどころか当社の経営改革を妨害している。</p>

26.	2021年8月23日提出の変更報告書によれば、アジアインベストメントファンド、アジア開発キャピタル共同で当社株式を38.64%保有している一方、信用取引による買い建てについて開示が為されている。この内容について具体的な説明を願う。	2021年9月14日時点でADCとして保有するTKS株式は全て現物株式である。 議決権割合にして40.2%を有している。	
27.	信用取引の大半は、ADC子会社のワンアジア証券からの信用買いであるが、ワンアジア証券は信用買いに対応する売建て玉をどう調達したのか説明を願う。	質問26の通り、現在は全て現物株式で保有している。	
28.	当社株式の出来高は2021年3月頃から従来の出来高に比して極めて大きくなっており、さほど流動性のない当社株式をADCが市場内で買付けた取引は極めて不自然であると考えられる。ADCグループないし関係者が買集めに先行して株式を取得し、6月9日以降にこれらをADCが取得したと疑わざるを得ないが、当社株式の売買状況について説明を願う。	3月頃の非常に大きな出来高は、ADCとは関係がない。大量保有報告書に記載の通り、市場内でTKS株式を買い付けている。	後記質問47を参照。
29.	2021年8月16日基準の当社株主名簿上のアジアインベストメントファンドの保有株数と、直近の変更報告書における株数との差分はADCグループが保有しているのか否かについて説明を願う。	質問26の通り。	
30.	ADCグループによる当社株式の買付けについて、	質問26の通り。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。

	<p>資金の提供者の具体的名称、信用買いについての委託保証金や担保となる証券の提供状況、信用買いの現引きの見通し、株価下落時における追加証拠金の手当て見通しについて説明を願う。</p>		<p>※) ADC のアンセム・ウォン社長は、10 月 18 日付の「週刊東洋経済 Plus」において、当社株式買い上がりの原資につき、「当社 (ADC) の新株予約権を持っていた (香港のサンフンカイグループを中心とした) 投資家が権利を行使した」「それが進んだおかげで資金を増やせた」と回答するなど、当該原資がサンフンカイグループであること (香港のサンフンカイグループを中心とした普濟堂及び江川源氏を含む投資家が新株予約権を行使して行使価額の払込みを行わなければ、ADC による当社株式の大量買い上がりの規模等はかなり小さいものになっていたこと) を自ら明確に認める発言を行っている。</p>
31.	<p>ADC が保有する株式について、当社株価の変動や担保差し入れ証券の時価評価、買付資金の制約などにより急減 (売却) する可能性について具体的な説明を願う。</p>	<p>他社株式については本件と関係がないため回答を控える。</p>	
32.	<p>ADC として当社株式の買集めを更に進める意向があればその手法、目指す最大の買付け比率について説明を願う。</p>	<p>現時点で不確定なことを回答すると市場に誤解が生じてしまう可能性がある上、開示できる情報はない。</p>	<p>子会社化を目指す、上場は維持する、非公開化は目指さない等は明言している一方で、<u>当社株主にとって極めて重大な関心事であるにもかかわらず (TOB の場合には目指す最大の買付け比率の開示は必須である)、極めて不合理な理由で回答</u></p>

			拒否。
33.	ADC グループが保有する当社株式は、市場で株価に影響を与えずに売却することは困難な水準にあるが、どのように当社株式を売却する意向であるか説明を願う。	中長期的に保有する意向であるため短期的に売却する予定はない。	
34.	ADC の買集めに伴う相場急騰によって、当社の一般株主は強圧性（ADC が支配株主となって以降の経営方針を示していないため、経営の不確実性やダウンサイドリスクを嫌気して、本意ならず急騰した現在の相場水準において株主が売り急ぎを迫られること）に晒されていることになるが、このような強圧性を当社株主に与えることが、なぜ「企業価値・株式価値の向上」と呼び得るのかについて説明を願う。	足元での投機的な出来高や相場急騰は ADC が望んでいる状況ではなく、当社は 2021 年 9 月以降、頻繁な TKS 株式の買集め行為を行っていない。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
35.	ADC は、「取締役派遣を予定していない」「協同して」「企業価値・株式価値の向上」を実現していくと開示しているが、今後、当社の経営に何らかの提案又は助言を行う可能性があるかどうか、どのような提案又は助言等を行う可能性があるのかについて具体的に説明を願う。	ADC は、TKS 株主として TKS の行為により不利益を受けるおそれがある場合は、議決権行使を通じて経営参加させて頂く。 現時点では建設的な対話が最優先である。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
36.	ADC が大規模買付け完了後に想定している、当社および当社グループの役員候補、グループ経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、	まず TKS 側が具体的な事業計画を示して頂くことが先。 現経営陣に経営を委ねる一方、支配株主として建	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。 ※)「建設的な対話」と「適正な議決権行使」とい

	<p>資産活用策について、当社の事業特性を踏まえて具体的に説明を願う。</p>	<p>設的な対話と適正な議決権行使に努め、協同してTKSの企業価値・株式価値の向上を実現したい。非公開化取引は考えていない。</p>	<p>う言葉をマジックワードとして、具体的な経営方針や企業価値向上策については何ら<u>具体的な回答をしていない</u>。</p>
<p>37.</p>	<p>当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーとの関係に関しての変更の有無について具体的に説明を願う。</p>	<p>公開情報のみでは、ステークホルダーの皆様との個別の関係を大きく検討することは検討すらできかねる。 ADCとしては少なくともTKS経営陣以上にステークホルダーを大切にする。</p>	<p>意味を計りかねる回答（ステークホルダーとの関係については検討すらできかねるが、TKS経営陣以上に大切に）であり、当社ステークホルダー（取引先・従業員・管理職・役員・機関投資家株主）などから一斉に反発されている状況下では何らの説得性を持たない。</p> <p>※) 反対声明・懸念声明等  <b>【最大取引先からの懸念声明】</b>  ・全国の新聞社 40 社（連名書簡）  <b>【従業員・役員等の反対声明】</b>  ・JAM 東京機械労働組合  ・東京機械製作所東協会  ・東京機械製作所管理職一同  ・東機システムサービス管理職一同  ・株式会社 KKS 管理職一同  ・JAM KKS 労働組合  ・東機システムサービス社員一同  <b>【機関投資家関連（議決権助言大手）】</b>  ・ISS 社：対抗措置発動議案に賛成推奨</p>

			・GL社：対抗措置発動議案に賛成推奨
38.	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルの100%子会社であるドルモン社、サウルアイル社が現在でもADCの主要株主であるという理解で間違いがないかどうか、詳細な説明を願う。	ドルモン、サウスアイル社は、現在でもADCの主要株主。 一方で、「サンフンカイグループ」がADCの32%の株式を保有しているイラスト図を公表。	質問8では、サンフンカイグループの影響について尋ねられたにもかかわらず、 <u>特定の株主にその経営に対し影響されることは無い</u> 、と回答。
39.	ドルモン社、サウルアイル社に「主要株主としての異動が生じていない」一方で、両者の保有分がその後の変更報告書で忽然と姿を消している。すなわち、ドルモン社、サウルアイル社は、「10%以上の議決権を保有する主要株主であるにも拘わらず、大量保有報告書・変更報告書には現れず、株主としての行方が分からない」という論理的に説明が付かない状況にあるが、この背景について詳細に説明を願う。	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタルが、ドルモン社の株式を不特定多数からなる資産管理会社に譲渡し、ADCの株式を管理。 同じくサウスアイル社の株式も不特定多数からなる資産管理会社に譲渡し、ADCの株式を管理。それぞれの資産管理会社の株式が分割されて不特定多数の一般投資家がADCの株式を管理。 資産管理会社を通じて当社の株式を5%以上保有する株主がないため、報告義務が発生していない。	アジア開発キャピタルは、不特定多数の素性の分からない投資家からなる英領ヴァージン諸島籍の資産管理会社が同社株式を保有していることを理由に、5%以上を保有する株主がないため報告義務が発生していないとして、同社の経営支配構造に関する質問には実質的に回答しない一方で、メディアの取材に対してはサンフンカイ・グループが34%を保有する株主であることをアンセム・ウォン社長自らが明言する（質問8）という極めて不可解な二重基準に基づく発言を繰り返している（前記質問8参照）。
40.	サンフンカイグループがADCの経営を実質的に支配しているのは明らかであるにも関わらず、ADCは「特定の株主にその経営に対し影響されることはありません」、「当社らの最高意思決定機関は取締役会であります」と述べ、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であるという会社法の根幹を等閑視してしてまで、ADCの株主構造	ADCが東京機械製作所の議決権を約40%保有しているにも関わらず経営に具体的な影響力を行使していないのと同じように、ADCにおいても「特定の株主その経営に対し影響されることはない」。	<u>実態から乖離した回答。</u>  ※) ADCの直近3年間の株主総会の議決権行使率は35%~43%程度で推移しており、アンセム・ウォン社長がメディア等で繰り返し述べているとおり、サンフンカイグループが34%の筆頭株主であるならば、サンフンカイグループの影響は明

	に関心が及ぶのを避けようとしている。以上を踏まえて ADC の経営に実質的な影響力を持つ株主が誰であるかについて改めて具体的に説明を願う。		らかであるにもかかわらず（同社長自身もサンフンカイグループ出身）、自らに不都合な事情については一切回答せず。
41.	ADC の特設市場注意銘柄の解除には、東京証券取引所による審査が必要とされ、大株主の変動状況も報告事項と位置づけられているが、かかる状況下で ADC が大株主の不透明性が問題視される可能性がある。ADC は大株主の実態について東京証券取引所に対してどのような説明を行うつもりであるか、或いは特別市場注意銘柄の指定解除が困難だと考えているのであれば、アンセム氏の去就を含めて説明を願う。	特設市場注意銘柄の解除に向けて、第三者委員会の調査に全面的に協力し、調査結果を踏まえて内部監理体制の強化に努めていく。	当社質問に <u>具体的に回答せず</u> 。
42.	ADC が、10 月 1 日付回答書において、「当社らの最高意思決定機関は取締役会であります」と述べ、株式会社の最高意思決定機関が株主総会であるという会社法の根幹を等閑視する理由について説明を願う。		
43.	本質問状（質問 38~42）について、ADC の独立社外取締役・独立社外監査役の方々にも個別に回答を願う。（質問状を親展にて郵送）	（回答なし）	上場会社であるアジア開発キャピタルの <u>コーポレートガバナンスが適切に機能しているのか、疑問を抱かざるを得ない</u> 。
44.	ADC アンセムウォン社長が、複数のメディアにおいて、「サンフンカイは ADC 株式を 32%保有	質問の趣旨が分かりかねるが食い違いは生じていない。（図示）	<u>不可解</u> な回答内容（前記質問 39 参照）。

	<p>する筆頭株主」と発言しているが、かかる発言は、10月11日付の当社追加質問状に対する回答書における内容（①ADCの議決権を約21%保有する英領ヴァージン諸島法人のドルモン社の株式は、不特定多数の投資家によって保有されている、②ADCの議決権を約10%保有する英領ヴァージン諸島法人のサウスアイル社の株式は、不特定多数の投資家によって保有されている、という説明）とは真っ向から食い違っている。明確に説明を願う。</p>		<p>※) ADCの説明は、<u>合理的な投資家から見て不可解な内容であり、ADCが何者に支配されている会社であるかが一層不透明な状況。</u></p> <p>※) ADCが当初誇示した「東京機械製作所の株主の判断に資する『有益な情報』を提供する」という姿勢からはほど遠い回答内容</p>
45.	<p>サンフンカイ・ストラテジックの100%子会社であるドルモン社、サウスアイル社はノミニー（名義上の株主）であるのかを回答願いたい。ノミニーであるとすれば、主要株主として報告すべきはあくまでも実質株主であるため、2021年12月7日付で「主要株主」の異動があったとするADCの臨時報告書の開示（ドルモンとサウスアイルが主要株主となった旨の開示）は不適切であったことになるが、この点についての説明を願う。</p>	<p>質問44の通り、ドルモンもサウスアイルも実質的にもADCの株主である。 ADCの開示に問題はない。</p>	<p><u>不可解</u>な回答内容。</p> <p>※) ドルモン社とサウス・アイル社がノミニーでない場合には、それら両社は、それぞれサンフンカイ・ストラテジック・キャピタルからアジア開発キャピタル株式を譲り受けてから5営業日以内に、大量保有報告書を提出すべきであったことになり、両社とも現在に至るまでアジア開発キャピタルの株式に係る大量保有報告書を提出していないため、当該提出義務の懈怠があることになると認識。</p>
46.	<p>アジアインベストメントファンドらが当社株式を初めて取得した本年6月9日の当社株価は安値</p>	<p>ADCとしては当時の250円という株価も割安であったし、今年6月の700円台であっても割安だ</p>	<p><u>極めて不可解</u>な回答内容。AIFが当社株式を初めて取得した2021年6月9日における当社の株価</p>

	<p>でも 701 円とその直前の営業日である 6 月 7 日および 8 日を除くと 2018 年以来の高値である。</p> <p>この点、ADC ウォン社長が「株価が安かったから」「御社のことは株価が 250 円という割安だった時から、1 年前よりウォッチしておりました」という発言と明らかに矛盾するが、この矛盾につき説明を願う。</p>	<p>った。</p>	<p>は、安値でも 701 円（高値は 750 円）であって、この株価水準は、その直前の営業日である同年 6 月 7 日と翌 8 日を除くと、2018 年の年初以来、最も高い株価水準であったことの不自然さを全く説明できていない。</p>
<p>47.</p>	<p>アジアインベストメントファンドらは、以下の通り異常とも言えるほど大量の当社株式を市場内で取得している。</p> <p>7 月 13 日には 2.94%、 7 月 14 日には 6.81%、 7 月 15 日には 6.11% 7 月 19 日には 2.44% 7 月 20 日には 2.71% 7 月 21 日には 6.19%</p> <p>上記において、株価はほとんど上がっていないどころか下がっている日すらあり、しかも 6 営業日のうちの市場関与率は、7 月 13 日を除き 40%～60%という異常な高率に上っている。仮に AIF らの言うアルゴリズム取引で取得ができるとしても、このような売買が成り立つには、AIF が予めこれら大量の当社株式の売り手と意を通じてい</p>	<p>当社のアルゴリズム取引は一般的な注文方法であり、アルゴリズム注文方法についての解説資料を開示。</p>	<p><b>不可解</b>な回答内容。</p> <p>※) アルゴリズム注文を利用して、当社の株価が上がらないような形で当社株式を買い付けることは可能であるとしても、当社の株価が上昇していないのであれば、買い注文と対当する売り注文が従前の取引数量からすれば異常といえるほど急増する合理的な理由が全くない。</p> <p>※) アルゴリズム注文を利用して当社株式の買集めを行おうとしたところ、従前の取引数量からして異常に大量の当社株式の売り注文が、しかも株価を大きく引き上げないような価格帯で出てきたということになるが、そのような都合のいい異常な事態が偶然で生じるとは到底考えられない。AIF らは、このような本件大量買集めの不自然さ</p>

	<p>たからと考えざるを得ないが、仮にそうでないとなれば何故このような異常な状況が生じるのかについて合理的な説明を願う。</p>		<p>を糊塗するために、「アルゴリズム注文」を利用したからである等と強弁しているが、「アルゴリズム注文」を利用したことは、上記の不自然さを全く説明できていない。</p>
--	--	--	--

【ご参考】

<2021年10月04日>

9月10日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した 質問状（必要情報リスト）に対する回答受信および 当社に対するアジアインベストメントファンドらからの質問状受信に関するお知らせ

<https://www.tks-net.co.jp/corporate/wp-content/uploads/2021/10/6781d44b3ea452ae2974913fe2b770e7.pdf>

<2021年10月11日>

9月27日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した質問状（必要情報リスト）に対する回答受信および10月11日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状について

<https://www.tks-net.co.jp/corporate/wp-content/uploads/2021/10/fbc733e92cde62486aa86c704e67648c.pdf>

補足図：アジア開発キャピタルの株主構造の不透明性（当社質問状39番に関する補足図）

<https://www.tks-net.co.jp/corporate/wp-content/uploads/2021/10/4d99cf10a7835774b1732668feb9c852.pdf>

<2021年10月19日>

10月11日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状に対する回答受信および本日19日付けで当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状について

<https://www.tks-net.co.jp/corporate/wp-content/uploads/2021/10/1gD7hdFxSCvy0QxdDovQ.pdf>

以上